

羅針盤

2025 年 1 月、2 月号

謹賀新年



白川郷

明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。

さて、今年の日本を取り巻く情勢は、不透明感に包まれた危うい年となりそうです。昨年を振り返れば能登地方の地震とその後の集中豪雨。天災とはいえ情け容赦のない惨状に心が痛みました。

世界に目を転じれば、ウクライナや中東の戦禍はいまだ収まらず、北朝鮮兵まで巻き込んで膨大な人命が失われ、広大な国土が廃墟となりました。

政治の世界では、日本を含め多くの国が不安定化しています。その大きな原因の一つがトランプ大統領の再選です。今後の予測は困難ですが、アメリカ以外の国にとって良いことは何もないとい

うことは確かなようです。最近もグリーンランドをアメリカに渡せとデンマークに要求しました。トランプもプーチンも 19 世紀の帝国主義者の亡霊に取りつかれたのでしょうか。

いずれにしても 21 世紀に生きる私達は、すべてをアップデートして変化に対応する覚悟が問われる年となるでしょう。今まで強大なアメリカに他の国々が経済も防衛も依存し、大きな負担を求め過ぎました。その反動がトランプを出現させたということです。無理難題が降りかかるとも、ここは我慢するしかありません。



知っておきたい税知識

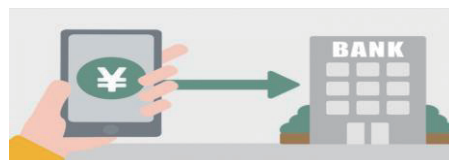
テーマ 「キャッシュレス納付」 ～ダイレクト納付～



令和6年5月以降の送付分から、e-taxにより申告書を提出している法人などについて、納付書の事前送付が廃止となりました。これによりキャッシュレス納付の利用率は、着実に増加しています。令和4年12月からは「スマホアプリ納付」も加わりました。

ダイレクト納付のおすすめポイント！

- 金融機関へ行かずに時間短縮できる!!
- 先の日付を指定して納付手続きができる!!
- ネットバンキングを使っていなくても利用できる!!
- 領収証を電子データで保存できる!!



e-tax で申告されている方や頻繁に納付手続きがある方がお勧めです

キャッシュレス納付情報	納付方法	納付手続きがある方がお勧めです								
ダイレクト 納付	パソコンやスマホから即時または納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。									
インターネットバンキング 等の電子納付	インターネットバンキング、モバイルバンキングまたはATMから納付する方法です。	利用可能な金融機関については、「ペイジー」(https://www.pay-easy.jp/)でご確認ください。 								
クレジット カード納付	お手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。	<table><tr><td>対象の決済</td><td>VISA/Master card/JCB/Amex など</td></tr><tr><td>手数料</td><td>おおよそ1万円ごとに税込83円</td></tr><tr><td>納付上限額</td><td>1,000万円未満</td></tr><tr><td>ポイント付与</td><td>カードによる</td></tr></table>	対象の決済	VISA/Master card/JCB/Amex など	手数料	おおよそ1万円ごとに税込83円	納付上限額	1,000万円未満	ポイント付与	カードによる
対象の決済	VISA/Master card/JCB/Amex など									
手数料	おおよそ1万円ごとに税込83円									
納付上限額	1,000万円未満									
ポイント付与	カードによる									
スマホアプリ 納付	スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。	<table><tr><td>対象の決済</td><td>PayPay/d払い/au PAY/ LINE Pay/メルペイ/Amazon Pay</td></tr><tr><td>手数料</td><td>無料</td></tr><tr><td>納付上限額</td><td>1度の納付につき30万円まで</td></tr><tr><td>ポイント付与</td><td>アプリによる</td></tr></table>	対象の決済	PayPay/d払い/au PAY/ LINE Pay/メルペイ/Amazon Pay	手数料	無料	納付上限額	1度の納付につき30万円まで	ポイント付与	アプリによる
対象の決済	PayPay/d払い/au PAY/ LINE Pay/メルペイ/Amazon Pay									
手数料	無料									
納付上限額	1度の納付につき30万円まで									
ポイント付与	アプリによる									
振替 納付	預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。									

申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能



当事務所は、ダイレクト納付を推進しています。

資産の運用・活用 ～マイナスの相続財産にご用心～

人が亡くなった後に遺族が引き継ぐ相続財産は、預貯金や不動産など「+ (プラス)」の財産だけではありません。借金など「- (マイナス)」の財産も原則的には相続財産として遺族に引き継がれます。亡くなった人の借金を背負って遺族の生活が脅かされるような事態を避けるため、民法上の相続方法には通常の「**単純承認**」に加えて「**相続放棄**」「**限定承認**」の計3種類が定められています。



① 単純承認

+の相続財産も**-**の相続財産も**すべて引き継ぐ**方法です。

+の財産の方が明らかに多く、**-**の財産があっても**+**の財産で返済ができることが確実な場合は、この方法で問題ありません。



「単純承認」の手続きは？

特に必要な手続きはありません。

「単純承認」の注意点は？

亡くなった方の金銭関係の全容を遺族が把握していない場合もありますので、隠れた借金や他人の保証人になっていないかなど十分な確認が必要です。

② 相続放棄

+の相続財産も**-**の相続財産も**すべて引き継がない**方法です。

遺された借金の額が**+**の相続財産より大きかったり、**+**の財産に売却できない不動産などの割合が多く預貯金が少なくて借金を返済できない場合などにこの方法が有効です。



「相続放棄」の手続きは？

- 被相続人が亡くなったことを知ってから **3か月以内** に**家庭裁判所に申し立て**を行います。
- 相続人がそれぞれ**単独で申し立て**できます。

「相続放棄」の注意点は？

- 当初の見込みより**+**の財産の方が大きく、「放棄しなければ良かった…」と後悔することのないよう、**十分な財産調査**を行うことが必要です。
- 後順位の相続人に相続権が移転するため、他の親族と十分協議することがトラブル回避に重要です。
- 相続財産の処分や消費を行うと、①の単純承認をしたと見なされて**相続放棄ができなくなります**。入院費や光熱費の支払いなどに亡くなった人の現預金を使うと「消費」とみなされる恐れがありますので要注意



③ 限定承認

+の相続財産の**限度まで****-**の財産を引き継ぐ方法です。

仮に不動産と預貯金が5千万、借金が1億円の場合、限定承認を選択すれば借金の引継も5千万円までとなります。自宅や大切な見金など借金を背負ってでも受け継ぎたい財産がある場合に有効です。

「限定承認」の手続きは？

- 被相続人が亡くなったことを知ってから **3か月以内**に**相続人全員**で**家庭裁判所に申し立て**をします。



「限定承認」の注意点は？

- ②の相続放棄と異なり、**全員の合意**が必要です。
- ②の相続放棄の場合と同様に、**相続財産の処分や消費を行うと、①の単純承認をしたと見なされます**。限定承認の手続きが完了するまでは、亡くなった人の財産に手を触れないよう注意しましょう。

どの方法を選ぶにしても3か月という短い期間に総財産の把握と親族間の合意形成が不可欠です。生前から、資産負債状況や家族それぞれの考えなどを共有しておくことが、悔いのない相続の秘訣です。



● 今月・来月の税務

1 月

源泉所得税の納付はお済ですか？

令和 6 年 7 ～ 12 月分の源泉所得税（納期特例）の納付期限は **1 月 20 日（月）** です。忘れずに納付をお願いいたします。

* 1/31 期限

- ・固定資産税の償却資産の申告
- ・個人の道府県民税、市町村民税（第 4 期分）
- ・支払調書（同合計表）の提出
- ・源泉徴収票の交付
- ・給与支払報告書の提出

2 月

* 2/28 納付期限

- ・固定資産税都市計画税の納付（第 4 期分）



● お知らせ



確定申告に用意する書類

確定申告の時期が近づいてまいりました。令和 6 年分の決算・申告に向けて、下記の資料等を早めにご用意ください。

決 算

- ★ 令和 6 年 12 月 31 日現在の棚卸金額
- ★ 令和 6 年 12 月 31 日現在の売掛金、買掛金、未収金、未払金の金額及び内容
- ★ 事業用現金及び預金の残高 など

申 告

- ★ 給与・年金・配当等の源泉徴収票
- ★ 国民健康保険・国民年金・介護保険の支払証明書
- ★ 生命保険・地震（損害）保険の支払証明書
- ★ 寄附先から受け取った寄附金受領証明書（領収書）※ふるさと納税を行った方は必ずご用意を
- ★ 医療費の領収書等（セルフメディケーション税制を選択する場合は、一定の取組を証する書類）
- ★ 満期保険金等の受取明細書 など

あ と が き

新年恒例、事務所スタッフの年頭所感です。

- ※ 常に世の中のことにアンテナを立て、若い方に学ぶと共に感激・感謝の心を持っていきたいです。（石川秋）
- ※ 昨年秋に元気な女の子を出産しました！とっても可愛いです♡担当のお客様方には、温かい応援とご協力をいただき本当にありがとうございます。今後はしばらく時短勤務となりますが、2025 年も元気に駆け抜けたと思います！（原田）
- ※ ㊦卒業！！一区切りです（*´艸`） 今年は「その一言は飲み込んで」過ごします。（山田）

※ 毎日やること盛りだくさん！そんな時こそ落ち着いて行動しましょ♪(*´-`*)（大須賀）

※ 昨年始めた「歩活」でとても体調が良いので今年も引き続き歩きまくる所存です。調子に乗って足腰を傷めない程度に…（川崎）

※ 川崎と同じく「歩活」を継続しながら、モリモリ沢山食べられる人を目指します！脱・少食！！（角谷）



発行

刈谷市高須町良 4 4 番地 1 カーサヨサミ 1 F
TEL (0566) 25-0936
FAX (0566) 25-0937
<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合